

会員各位

こんにちは、千葉県中小企業団体事務局責任者協会 事務局の稲葉と申します。

本メールマガジンでのご挨拶となつてしまい大変恐縮ではございますが、この4月から新たに担当となりましたのでよろしくお願ひいたします。社会情勢に留意しつつ、順次ご挨拶に伺わせていただければと考えております。その際は、何卒よろしくお願ひいたします。

さて、4月に入り、新事業年度を迎えられた組合様も多いことと存じます。第二回目の本メールマガジンでは、通常総会開催時に必要となる決算関係書類と、役員改選期に必要なとなりうる役員変更届及び代表理事の変更登記について、注意すべきポイントをご案内いたします。

●決算関係書類提出書の作成について

事業協同組合等の中小企業組合は、法律の規定により毎事業年度に、事業報告書及び決算関係書類を作成し、監査報告書を添付して通常総会に提出及び承認を求めなければなりません。また、通常総会終了後2週間以内に事業報告書及び決算関係書類等に総会議事録を添付して、所管行政庁に提出しなければなりません（中小企業等協同組合法105条の2）。所管行政庁への提出が3年以上滞った場合には、活動実態のない休眠組合と見なされ、解散命令（職権抹消）の対象となる可能性がありますのでご留意ください。

決算関係書類提出書の中身は、以下のとおりとなります。

- ①決算関係書類提出書の鑑
- ②事業報告書
- ③財産目録
- ④貸借対照表
- ⑤損益計算書
- ⑥剰余金処分案（損失処理案）
- ⑦監査報告書
- ⑧事業計画書
- ⑨収支予算書
- ⑩総会議事録

上記①～⑩までの書類について、作成時に特に留意すべき事項を解説いたします。

①住所、組合名、代表者氏名、提出年月日を記載する。千葉県へ提出する場合は、4月より熊谷俊人知事が就任されましたのでご留意ください。

②事業活動の概況を記載する。運営組織の状況を記載する。特に、前事業年度の総会の開

催状況・組合員数及び出資口数の増減・役員及び職員の状況について記載する。

④資産・負債・純資産（正味資産）各合計が、③の記載と一致していることを確認する。出資金額が、事業報告書に記載されている「出資口数」×「出資一口の金額」と一致していることを確認する。

⑥当期純利益（損失）が、損益計算書の記載と一致していることを確認する。株主資本等変動計算書では代用不可であることを注意する。

⑦監査日が、総会議事録に記載されている総会招集通知日以前であることを確認する。

⑩総会招集通知日が、総会日の10日以上前であることを確認する。総会開催日が、事業年度末から2か月以内（※定款の『総会の招集』に規定されている期間内）であることを確認する。総会開催日時及び場所を記載する。定款に即した定足数を満たしていることを確認する。議長が総会において選任されていることを確認する。出席した理事及び監事の氏名を記載する。議事の要領及びその結果を記載する。

●役員改選について

事業協同組合等の理事及び監事の任期は、定款で定める期間とされ、任期満了時には総会で役員を選出しなければなりません。その後、理事会において理事長等を選定する必要があります。役員の変更（氏名や住所等も含む）があった際は、その変更のあった日から2週間以内に役員変更届出書を所管行政庁に提出しなければなりません（中小企業等協同組合法35条の2）。また、任期満了に伴う役員改選が行われた場合及び任期中での代表理事の変更（氏名や住所等も含む）があった場合は法務局へ変更・重任登記をしなければなりません（中小企業等協同組合法第85条）。

実際の運営では、役員全員が役職を継続する場合から、総入れ替えになる場合まで、様々な事例が想定されます。以下では、想定される事例別に合わせて必要な手続きを説明します。

①代表理事・その他の理事・監事の全員が役職を継続する場合

【所管行政庁への届出】役員変更届書の提出は不要

【法務局への登記申請】代表理事の重任登記が必要

②代表理事は役職を継続、その他の理事・監事の1人以上が変更になる場合

【所管行政庁への届出】役員変更届書の提出が必要

【法務局への登記申請】代表理事の重任登記が必要

③代表理事が変更、その他の理事・監事の全員が役職を継続する場合

【所管行政庁への届出】役員変更届書の提出が必要

【法務局への登記申請】代表理事の変更登記が必要

④代表理事が変更、その他の理事・監事の1人以上が変更になる場合

【所管行政庁への届出】役員変更届書の提出が必要

【法務局への登記申請】代表理事の変更登記が必要

以上のように、所管行政庁への役員変更届出書の提出は、いずれか1人でも変更が発生した場合は届出が必要となります（役員の氏名又は住所に変更があった際も同様）。また、任期満了時の役員選出に限らず、任期中の退任や辞任により執行部体制が変わった（減少や補充も含む）際も必要となります。

法務局への登記申請は、変更・重任を問わず定款で定められた任期が満了した場合は必ず登記申請をしなければなりません。なお、代表理事の変更登記申請については、任期中の理事会において、代表理事が変更となった場合等も登記申請が必要となりますのでご注意ください。

（※）…根拠法規：中小企業等協同組合法第35条の2（役員の変更の届出）、第85条（変更の登記）、第105条の2（決算関係書類の提出）

なお、決算関係書類提出書および役員変更届書については、千葉県中小企業団体中央会のHPに雛形が掲載されておりますので、必要時にはダウンロードしてご活用ください。

決算関係書類の作成

https://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai2/?page_id=104

決算関係書類提出書、役員変更届書、登記申請書

https://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai2/?page_id=102

決算関係書類や役員変更届書の作成・提出は、組合における最も重要な事務手続きの一つです。本メールマガジンに記載のとおり、決算関係書類の提出を怠ると解散命令の対象となる可能性があること、必要事項の登記を怠ると過料請求を受ける可能性があることをお忘れになりませぬよう、十分にお気を付けください。

また、役員改選については、定款の（役員任期）に係る記載が最新の定款例に準拠していない場合、役員改選の手続きが複雑になる可能性があります。定款は、最新の定款例に準拠するように見直しを行い、定款変更を検討される場合は、千葉県中小企業団体中央会までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

本協会においては、今後もメールマガジンにより、会員の組合および組合員企業の皆様に有益な情報をお届けしてまいります。

ご意見・ご要望・会員情報の更新等がございましたらご連絡をいただきますようお願い申し上げます。